

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2021年3月31日
【発行者の名称】	株式会社ビズライト・テクノロジー (BiZright Technology Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 博見
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田二丁目17番2号
【電話番号】	(03)3526-2090
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 石井 陽
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役 下山 均
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ビズライト・テクノロジー https://bizright.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 (中間)	第15期 (中間)	第16期 (中間)	第14期	第15期
会計期間	自 2018年 7月1日 至 2018年 12月31日	自 2019年 7月1日 至 2019年 12月31日	自 2020年 7月1日 至 2020年 12月31日	自 2018年 7月1日 至 2019年 6月30日	自 2019年 7月1日 至 2020年 6月30日
売上高 (千円)	164,567	109,034	134,299	308,729	408,283
経常利益又は経常損失(△) (千円)	794	△13,207	△33,570	8,058	1,804
中間(当期)純利益又は中間純損失(△) (千円)	614	△13,387	△34,715	7,698	1,444
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
純資産額 (千円)	35,693	29,390	9,506	42,777	44,222
総資産額 (千円)	169,893	354,125	412,741	175,675	465,467
1株当たり純資産額 (円)	55.21	45.46	14.70	66.16	68.40
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり中間純損失(△) (円)	0.95	△20.71	△53.69	11.91	2.23
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	21.01	8.30	2.30	24.35	9.50
自己資本利益率 (%)	1.74	△37.10	△129.22	19.78	3.32
株価収益率 (倍)	525.8	—	—	41.9	224.2
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△37,669	△36,159	△14,520	9,165	△15,825
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△2,617	△156,276	△2,867	△5,313	△197,784
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△29,296	212,704	△18,532	△43,592	290,236
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	63,122	113,233	133,669	92,965	169,590
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	15 (—)	16 (—)	18 (—)	18 (—)	18 (—)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)及び配当性向については、当社は配当(中間配当)を行っていないため記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第14期及び第15期においては、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、それぞれ記載しておりません。また、潜在株式調整後1株当たり中間純利益について

は、第14期(中間)においては、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、第15期(中間)及び第16期(中間)においては、中間純損失であること並びに希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、それぞれ記載しておりません。

6. 株価収益率については、第15期(中間)及び第16期(中間)においては1株当たり中間純損失を計上しているため、それぞれ記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。
8. 当社は、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、第14期中間会計期間(2018年7月1日から2018年12月31日まで)、第15期中間会計期間(2019年7月1日から2019年12月31日まで)及び第16期中間会計期間(2020年7月1日から2020年12月31日まで)の中間財務諸表について監査法人銀河の中間監査を受けております。また、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、第14期(2018年7月1日から2019年6月30日まで)及び第15期(2019年7月1日から2020年6月30日まで)の財務諸表について監査法人銀河の監査を受けております。

2【事業の内容】

当中間会計期間より、デジタルサイネージを用いた広告等のコンテンツ配信サービスに関連する事業につき、「メディア事業」と称し、独立したセグメントを設けております。詳細は「第6 経理の状況 1【中間財務諸表等】 (1)【中間財務諸表】 【注記事項】 (セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2020年12月31日現在

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
18人	39.9歳	7.3年	4,692千円

セグメントの名称	従業員数
システム開発事業	14人
メディア事業	2人
全社（共通）	2人
合計	18人

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時雇用者は就業しておりません。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

3. 全社（共通）は、主として総務、経理及び経営企画等の業務に従事する者を区分しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間(2020年7月1日から2020年12月31日まで)におけるわが国経済は、感染症拡大及び拡大防止政策の影響により、一部を除き多くの業界において収益率は低下し、雇用情勢も悪化するなど、厳しい経済情勢が続いております。これに対し政府は、企業や一般消費者に対し様々な経済対策を施しておりますが、感染症拡大が衰えをみせないことから、先行きは不透明な状況が続いております。

当社が属するIT業界におきましては、感染症拡大初期における、企業の設備投資の激減の状況からはやや持ち直した感はあるものの、全体としては十分に活況と言える状況にはありません。しかしその中でも、感染症対策に対応した、「三密回避」「リモートワーク」「非接触」といった活動をサポートする機器の需要や、オンラインサービスに係るシステム開発の需要は拡大傾向にある分野であると考えられます。

このような経済環境の中、当社は引き続き受託ソフトウェア開発、デジタルサイネージ関連製品の開発、IoT製品開発並びに新たに前事業年度第4四半期より開始した首都圏電車内のデジタルサイネージを用いた広告配信サービスの本格的展開に尽力してまいりました。

まず、受託ソフトウェア開発及びデジタルサイネージ関連製品の開発分野につきましては、既存の得意先において、追加投資を控える傾向となったことや、新たな顧客獲得を目的とした展示会も相次いで中止となり、十分な新規販促、企画、提案が行いにくい期間となりました。次に、IoT製品開発分野におきましては、エッジAIカメラを搭載した新製品や通信モジュールのラインナップ強化を進めた期間となり、この結果、一定の売上にはつながりましたが、新商品開発にかかるコストが多く発生した期間となりました。

最後に、デジタルサイネージを用いた広告配信サービス分野におきましては、感染症対策により、電車乗客数が激減したことを受け、広告市場は一気に縮小し、当初目論んだ収益の達成には至らない期間となりましたが、これに対しては、大手広告代理店と共同で新たな課金モデルを構築し、徐々に成果を上げ始めている状況にあります。

これら活動の結果、当中間会計期間の売上高は134,299千円(前年同期比23.2%増)、営業損失35,231千円(前年同期は営業損失11,973千円)、経常損失33,570千円(前年同期は経常損失13,207千円)、中間純損失は34,715千円(前年同期は中間純損失13,387千円)を計上するに至っております。

大きく営業損失が発生した主たる原因は、感染症対策の影響を受け、電車内デジタルサイネージ設備投資に係る減価償却費に相応した収益が実現しなかったこと、三密回避目的とした新たなデジタルサイネージ製品の開発並びにIoT関連の新製品開発費が多く発生したことであります。

各セグメントの業績は次のとおりです。

なお、前中間会計期間において、当社は「システム開発事業」単一のセグメントでありましたが、当中間会計期間より、「システム開発事業」及び「メディア事業」の2区分に変更されております。

以下の前中間会計期間との比較につきましては、前年同期の数値を、変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

(システム開発事業)

システム開発事業は、ソフトウェア開発及びハードウェア開発の2分野に大別されます。

ソフトウェア開発分野はWEBサイトの構築に代表される受託によるソフトウェアの開発、サーバーへの実装サービス、サーバーのセットアップサービス等及び掲載するコンテンツの作成、加工、実装作業等によって構成されております。また、ハードウェア開発分野は、BHシリーズに代表される自社製品としてのシングルボードコンピュータの企画、設計、開発並びに関連するファームウェア開発、製造、販売、さらに、受託による個別のコンピュータ関連機器等ハードウェアの設計、製造等によって構成されています。

両分野の業務は、当社技術部の主導により実現され、また、1件の受注が双方の分野にまたがる場合も多く、経営資源の配分及び業績の把握に当たっては、あわせて一つの構成単位としており、当中間会計期間のシステム開発事業の売上高は124,613千円(前年同期比14.3%増)、セグメント利益は27,814千円(前年同期比26.0%減)となりました。

(メディア事業)

メディア事業は、屋内外の施設、電車等の交通機関に設置されたデジタルサイネージに広告等のコンテンツを配信するサービス及びそれに付随した、コンテンツの作成、編集、配信結果の分析などにより構成されております。メディア事業の収益は、主として、広告等の出稿者とあらかじめ合意された方法(コンテンツの表示時間、頻度そして顧客の視聴量等)に応じて認識されるものであり、当中間会計期間のメディア事業の売上高は9,685千円(前年同期の売上高はありません)、セグメント損失は16,349千円(前年同期は3,357千円の損失)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、133,669千円（前事業年度末比35,920千円の減少）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は、14,520千円（前年同期は36,159千円の使用）となりました。これは主として、税引前中間純損失が34,535千円計上された一方で、減価償却費が12,725千円計上され、営業債権が2,645千円減少し、また、仕入債務が3,263千円増加したことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、2,867千円（前年同期は156,276千円の使用）となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出1,108千円及び長期性預金の預入れによる支出1,800千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は、18,532千円（前年同期は212,704千円の獲得）となりました。これは、短期借入金の純減少額18,000千円、長期借入れによる収入30,000千円、長期借入金の返済による支出23,532千円及び社債の償還による支出7,000千円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間会計期間の生産実績は、次のとおりです。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
システム開発事業	20,963	236.1
メディア事業	—	—
計	20,963	236.1

(注) 1. 金額は、製造原価によっております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 前中間会計期間において、当社の事業セグメントは、システム開発事業単一であったため、メディア事業の前年比較は行っておりません。

(2) 受注実績

当中間会計期間の受注実績は、次のとおりです。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)
システム開発事業	83,288	95.1
メディア事業	9,685	—
計	92,974	106.1

(注) 1. 金額は、売上高によっております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 前中間会計期間において、当社の事業セグメントは、システム開発事業単一であったため、メディア事業の前年比較は行っておりません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
システム開発事業	124,613	114.3
メディア事業	9,685	—
合計	134,299	123.2

(注) 1. 前中間会計期間において、当社の事業セグメントは、システム開発事業単一であったため、メディア事業の前年比較は行っておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は下表のとおりです。なお、下記の金額には消費税等は含まれておりません。

相手先	前中間会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)		当中間会計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社エコミック	16,290	14.9	42,409	31.6
凸版印刷株式会社	19,388	17.8	15,769	11.7
株式会社JVCケンウッド	—	—	13,489	10.0
株式会社交通新聞社	15,414	14.1	10,755	8.0
アイリス株式会社	12,945	11.9	—	—

3【対処すべき課題】

前事業年度の発行者情報公表後、本発行者情報公表日までに重要な変更事項はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。当社では、2017年9月27日開催の取締役会において、フィリップ証券株式会社を担当J-Adviser に指定することを決議し、2017年9月28日にフィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviser を確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその連結会計年度の末日（連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日）に債務超過の状態である場合において（上場後3年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く）、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合

とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果

をもたらすと認められる行為) (以下この a において「吸収合併等」という。) を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合 (当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合) において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨 (天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下この b において同じ。) が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を TOKYO PRO Market の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策 (以下「ライツプラン」という。) のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入 (実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てしておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定 (持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式 (取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。) の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対

する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくはTOKYO PRO Marketが当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は202,823千円となり、前事業年度末に比べ41,581千円の減少となりました。これは、主として現金及び預金の減少35,920千円によるものです。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は209,918千円となり、前事業年度末に比べ11,143千円の減少となりました。これは、主として工具、器具及び備品(純額)の減少7,662千円及び建設仮勘定の減少3,308千円によるものです。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は107,801千円となり、前事業年度末に比べ18,364千円の減少となりました。これは、主として短期借入金の減少18,000千円によるものです。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は295,433千円となり、前事業年度末に比べ354千円の増加となりました。これは、主として長期借入金の増加7,350千円及び社債の減少7,000千円によるものです。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は9,506千円となり、前事業年度末に比べ34,715千円の減少となりました。これは、中間純損失が34,715千円計上され、同額の利益剰余金が減少したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	中間会計期間末現在発行数 (株) (2020年12月31日)	公表日現在発行数 (株) (2021年3月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,000,000	1,353,460	646,540	646,540	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,000,000	1,353,460	646,540	646,540	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

第2回新株予約権 (2017年12月1日臨時株主総会決議)

	最近中間会計期間末現在 (2020年12月31日)	公表日の前月末現在 (2021年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,490	1,490
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	149,000 (注)2	149,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500 (注)3	500 (注)3
新株予約権の行使期間	自 2020年1月6日 至 2027年11月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 (注)3 資本組入額 250 (注)3	発行価格 500 (注)3 資本組入額 250 (注)3
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当日において、当社の取締役又は従業員である者は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合は、これらの地位を喪失した日から3ヶ月間(ただし、その間に行使期間満了日が到来した場合にはその日まで)に限り新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権の相続は、これを認めない。 ③新株予約権の目的たる株式が、証	同左

	<p>券取引所に上場した場合、取引が開始された日から3カ月間は行使することができない。</p> <p>④新株予約権者は本新株予約権1個の一部のみを行使することはできない。</p> <p>⑤前項までに定められた以外の条件については、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとし、新株予約権者は当該契約に違反して新株予約権を行使することはできない。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。ただし、租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することができないものとする。</p>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>①合併（合併により当社が消滅会社となる場合） 合併後存続する会社又は合併により設立する会社</p> <p>②吸収分割 吸収分割する会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社</p> <p>③新設分割 新設分割により設立する会社</p> <p>④株式交換 当社株式の全部を取得する会社</p> <p>⑤株式移転 株式移転によって設立される会社</p>	同左

- (注) 1. 2017年12月1日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日開催の取締役会において、当社取締役及び従業員に対し、ストックオプションとしての新株予約権の割当を行うことを決議しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株とする。ただし、当社が株式分割（株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式より目的となる株式の数の調整を行うものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$
- また、下記に掲げる事象が生じた場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。
- ①当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合
- ②当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合
- ③当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合
3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式より払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、下記に掲げる事象が生じた場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

- ①当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合
- ②当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合
- ③当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合

第3回新株予約権（2017年12月1日臨時株主総会決議）

	最近中間会計 期間末現在 (2020年12月31日)	公表日の前月末現在 (2021年2月28日)
新株予約権の数(個)	150	150
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,000 (注)2	15,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500 (注)3	500 (注)3
新株予約権の行使期間	自 2018年7月2日 至 2027年11月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 (注)3 資本組入額 250 (注)3	発行価格 500 (注)3 資本組入額 250 (注)3
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権の割当日において、当社の取締役又は監査役である者は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合は、これらの地位を喪失した日から3ヶ月間（ただし、その間に行使期間満了日が到来した場合にはその日まで）に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>②新株予約権の相続は、これを認めない。</p> <p>③新株予約権の目的たる株式が、証券取引所に上場した場合、取引が開始された日から3ヶ月間は行使することができない。</p> <p>④新株予約権者は本新株予約権1個の一部のみを行使することはできない。</p> <p>⑤前項までに定められた以外の条件については、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとし、新株予約権者は当該契約に違反して新株予約権を行使することはできない。</p>	同左

新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。 ①合併（合併により当社が消滅会社となる場合） 合併後存続する会社又は合併により設立する会社 ②吸収分割 吸収分割する会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社 ③新設分割 新設分割により設立する会社 ④株式交換 当社株式の全部を取得する会社 ⑤株式移転 株式移転によって設立される会社	同左

- (注) 1. 2017年12月1日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日開催の取締役会において、当社取締役及び監査役に対し、ストックオプションとしての新株予約権の割当を行うことを決議しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株とする。ただし、当社が株式分割（株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式より目的となる株式の数の調整を行うものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率
- また、下記に掲げる事象が生じた場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。
- ①当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合
②当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合
③当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合
3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式より払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、下記に掲げる事象が生じた場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

- ①当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合
②当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合
③当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年7月1日～ 2020年12月31日	—	646,540	—	34,500	—	7,500

(6) 【大株主の状況】

2020年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有 株式数の割 合(%)
田中 博見	神奈川県横浜市港北区	586,040	90.64
ほくほくキャピタル株式会社	富山県富山市中央通り一丁目6-8	20,000	3.09
株式会社ソルトワークス	北海道札幌市中央区南一条西二丁目5	10,000	1.55
グリフォンパートナーズ合同会社	東京都板橋区成増3-25-1-813	6,000	0.93
宇賀 雅則	東京都北区	4,000	0.62
みらいチャレンジ株式会社	東京都中央区京橋1-6-13	4,000	0.62
大浦 将裕	北海道札幌市西区	3,000	0.46
中山 彰	埼玉県春日部市	2,000	0.31
樋口 昌大	大阪府吹田市	2,000	0.31
岡野 貴幸	東京都北区	2,000	0.31
DANベンチャーキャピタル株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1-1	2,000	0.31
株式会社広報ブレン	東京都墨田区千歳二丁目5-5	2,000	0.31
計	—	643,040	99.46

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 646,500	6,465	(注)
単元未満株式	普通株式 40	—	—
発行済株式総数	646,540	—	—
総株主の議決権	—	6,465	—

(注) 権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間の月別最高・最低株価】

月別	2020年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の公表後、当発行者情報の提出日までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2020年7月1日から2020年12月31日まで）の中間財務諸表について、監査法人銀河により監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成していません。

1【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当中間会計期間 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	169,590	133,669
受取手形	2,288	—
売掛金	35,289	34,932
商品及び製品	7,165	9,365
仕掛品	4,419	—
原材料及び貯蔵品	5,396	5,880
前払費用	2,649	4,465
未収消費税等	10,096	10,096
その他	7,510	4,413
流動資産合計	244,405	202,823
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,079	5,079
減価償却累計額	△3,278	△3,426
建物(純額)	1,800	1,652
工具、器具及び備品	211,882	209,654
減価償却累計額	△24,559	△29,994
工具、器具及び備品(純額)	187,323	179,660
建設仮勘定	3,308	—
有形固定資産合計	192,432	181,312
無形固定資産		
ソフトウェア	2,167	780
無形固定資産合計	2,167	780
投資その他の資産		
投資有価証券	52	52
出資金	15	15
長期前払費用	347	248
保険積立金	7,397	7,695
長期性預金	14,400	16,200
その他	4,250	3,614
投資その他の資産合計	26,462	27,825
固定資産合計	221,061	209,918
資産合計	465,467	412,741

	前事業年度 (2020年6月30日)	当中間会計期間 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	11,555	14,818
短期借入金	27,000	9,000
1年内償還予定の社債	14,000	14,000
1年内返済予定の長期借入金	55,050	54,168
未払金	2,913	1,400
未払費用	13,281	6,974
未払法人税等	360	180
未払消費税等	—	※1 4,643
その他	2,005	2,616
流動負債合計	126,166	107,801
固定負債		
社債	28,000	21,000
長期借入金	264,362	271,712
資産除去債務	2,717	2,721
固定負債合計	295,079	295,433
負債合計	421,245	403,234
純資産の部		
株主資本		
資本金	34,500	34,500
資本剰余金		
資本準備金	7,500	7,500
資本剰余金合計	7,500	7,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,222	△32,493
利益剰余金合計	2,222	△32,493
株主資本合計	44,222	9,506
純資産合計	44,222	9,506
負債純資産合計	465,467	412,741

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)	当中間会計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)
売上高	109,034	134,299
売上原価		
製品期首棚卸高	4,798	7,165
当中間期製品製造原価	70,429	115,175
合計	75,227	122,340
製品中間期末棚卸高	8,612	9,365
製品売上原価	66,614	112,975
売上総利益	42,419	21,323
販売費及び一般管理費	※1 54,393	※1 56,554
営業損失(△)	△11,973	△35,231
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	2	5
助成金収入	—	4,403
その他	—	0
営業外収益合計	2	4,409
営業外費用		
支払利息	1,068	1,973
社債利息	68	50
支払保証料	99	99
その他	—	625
営業外費用合計	1,236	2,748
経常損失(△)	△13,207	△33,570
特別損失		
固定資産除却損	—	964
特別損失合計	—	964
税引前中間純損失(△)	△13,207	△34,535
法人税、住民税及び事業税	180	180
中間純損失(△)	△13,387	△34,715

【中間製造原価明細書】

(単位：千円)

区分	前中間会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)		当中間会計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費	168,135	73.8	27,179	24.4
II 労務費	35,851	15.7	36,358	32.7
III 経費	23,802	10.5	47,715	42.9
当中間期総製造費用	227,789	100.0	111,253	100.0
仕掛品期首棚卸高	7,084		4,419	
合計	234,874		115,672	
仕掛品中間期末棚卸高	6,075		—	
他勘定振替高	158,370		497	
当中間期製品製造原価	70,429		115,175	

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、ソフトウェア及びハードウェアの受託開発については個別原価計算、自社製品ハードウェアの開発については総合原価計算による実際原価計算であります。

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2019年7月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合 計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	34,500	7,500	7,500	777	777	42,777	42,777
当中間期変動額							
中間純損失(△)	—	—	—	△13,387	△13,387	△13,387	△13,387
当中間期変動額合計	—	—	—	△13,387	△13,387	△13,387	△13,387
当中間期末残高	34,500	7,500	7,500	△12,609	△12,609	29,390	29,390

当中間会計期間（自 2020年7月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合 計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	34,500	7,500	7,500	2,222	2,222	44,222	44,222
当中間期変動額							
中間純損失(△)	—	—	—	△34,715	△34,715	△34,715	△34,715
当中間期変動額合計	—	—	—	△34,715	△34,715	△34,715	△34,715
当中間期末残高	34,500	7,500	7,500	△32,493	△32,493	9,506	9,506

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間		当中間会計期間	
	(自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)		(自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間純損失(△)		△13,207		△34,535
減価償却費		530		12,725
ソフトウェア償却費		714		422
固定資産除却損		—		964
賞与引当金の増減額(△は減少)		△2,220		—
利息費用		4		4
支払保険料		297		297
支払保証料		99		99
受取利息及び受取配当金		△2		△5
助成金収入		—		△4,403
支払利息		1,137		2,024
営業債権の増減額(△は増加)		17,522		2,645
棚卸資産の増減額(△は増加)		△6,722		1,237
未収消費税等の増減額(△は増加)		△11,817		—
その他流動資産の増減額(△は増加)		△1,888		1,178
仕入債務の増減額(△は減少)		△3,885		3,263
その他流動負債の増減額(△は減少)		△15,283		△2,661
小計		△34,722		△16,742
利息及び配当金の受取額		2		5
助成金の受取額		—		4,403
利息の支払額		△1,079		△1,826
法人税等の支払額		△360		△360
営業活動によるキャッシュ・フロー		△36,159		△14,520
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		△153,089		△1,108
無形固定資産の取得による支出		△786		—
保険積立による支出		△595		△595
長期性預金の預入れによる支出		△1,800		△1,800
投資有価証券等の取得による支出		△5		—
その他		—		636
投資活動によるキャッシュ・フロー		△156,276		△2,867
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の純増減額(△は減少)		—		△18,000
長期借入れによる収入		227,000		30,000
長期借入金の返済による支出		△7,296		△23,532
社債の償還による支出		△7,000		△7,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		212,704		△18,532
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		20,268		△35,920
現金及び現金同等物の期首残高		92,965		169,590
現金及び現金同等物の中間期末残高		※ 113,233		※ 133,669

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品及び原材料、貯蔵品

自社製品開発事業については総平均法による原価法、システム受託開発事業については最終仕入原価法（中間貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 仕掛品

個別法による原価法（中間貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 2～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。販売目的のソフトウェアについては、見込販売可能期間（3年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) ソフトウェア及びハードウェアの受託開発に係る売上高の計上基準

検収基準を適用しております。

(2) 保守サービス及び広告等配信サービスの提供による売上高の計上基準

各サービスの提供期間をもって計上しております。

(3) 自社製品の販売に係る売上高の計上基準

引渡基準を適用しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の収束時期を予想することは困難なことから、当社は2021年6月期の一定期間にわたり当該影響が継続するという前提に基づいて会計上の見積りを行っております。

(中間貸借対照表関係)

※1 消費税等の取扱い

当中間会計期間において、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、「流動負債」の「未払消費税等」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)	当中間会計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)
役員報酬	20,460千円	22,560千円
給料手当	9,176	10,207
支払報酬	6,366	6,548

2 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)	当中間会計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)
有形固定資産	568千円	12,725千円
無形固定資産	714	422

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	646,540	—	—	646,540

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	646,540	—	—	646,540

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)	当中間会計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)
現金及び預金勘定	113,233千円	133,669千円
現金及び現金同等物	113,233千円	133,669千円

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)2.を参照ください）。

前事業年度（2020年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	169,590	169,590	—
(2) 受取手形	2,288	2,288	—
(3) 売掛金	35,289	35,289	—
(4) 投資有価証券	52	52	—
(5) 長期性預金	14,400	14,400	0
資産計	221,620	221,620	0
(1) 買掛金	11,555	11,555	—
(2) 短期借入金	27,000	27,000	—
(3) 1年内償還予定の社債	14,000	14,000	—
(4) 1年内返済予定の長期借入金	55,050	55,050	—
(5) 社債	28,000	27,927	△72
(6) 長期借入金	264,362	253,264	△11,097
負債計	399,967	388,797	△11,169

当中間会計期間（2020年12月31日）

	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	133,669	133,669	—
(3)売掛金	34,932	34,932	—
(4)投資有価証券	52	52	—
(5)長期性預金	16,200	16,203	3
資産計	184,853	184,856	3
(1)買掛金	14,818	14,818	—
(2)短期借入金	9,000	9,000	—
(3)1年内償還予定の社債	14,000	14,000	—
(4)1年内返済予定の長期借入金	54,168	54,168	—
(5)社債	21,000	20,959	△40
(6)長期借入金	271,712	262,129	△9,582
負債計	384,698	375,075	△9,623

(注)1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

取引所の価格によっております。

(5)長期性預金

長期性預金の時価は、元利金の合計額を同様の新規預け入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)1年内償還予定の社債及び(4)1年内返済予定の長期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)社債及び(6)長期借入金

時価は、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規借入又は社債発行を行った際に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2020年6月30日)	当中間会計期間 (2020年12月31日)
出資金	15	15

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度 (2020年6月30日)

	種類	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	52	52	—
	小計	52	52	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		52	52	—

当中間会計期間 (2020年12月31日)

	種類	中間貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	52	52	—
	小計	52	52	—
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		52	52	—

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. 中間会計期間に付与したStock・オプションの内容
該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. 中間会計期間に付与したStock・オプションの内容
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、札幌本社の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品・サービス別に事業を展開しており、「システム開発事業」及び「メディア事業」の2つを報告セグメントとしております。

WEBサイト構築に代表されるソフトウェアの受託開発及び自社製品としてのハードウェア開発などを「システム開発事業」に区分し、デジタルサイネージにおける広告等のコンテンツ配信サービスを「メディア事業」に区分しております。

(報告セグメントの変更等に関する事項)

当中間会計期間より、デジタルサイネージを用いた広告等のコンテンツ配信サービスに関連する事業につき、「メディア事業」と称し、独立したセグメントを設けております。この結果、従前の「システム開発事業」単一セグメントから、「システム開発事業」及び「メディア事業」の2区分に変更されております。

なお、前中間会計期間のセグメント情報は、変更後の区分に基づき作成したものを開示しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、中間損益計算書の営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の金額に関する情報

前中間会計期間（自 2019年7月1日 至 2019年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間財務諸 表計上額 (注) 2
	システム 開発事業	メディア 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	109,034	—	109,034	—	109,034
セグメント間の内部売上又は振替高	—	—	—	—	—
計	109,034	—	109,034	—	109,034
セグメント利益又は損失(△)	37,560	△3,357	34,202	△46,176	△11,973
セグメント資産	43,805	159,312	203,118	151,007	354,125
その他の項目					
減価償却費	810	58	869	414	1,283
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	—	153,875	153,875	—	153,875

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失(△)の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに配分していない管理部門等に係る一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない管理部門等に係る資産であります。

(3) その他の項目のうち、減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、中間損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当中間会計期間（自 2020年7月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間財務諸 表計上額 (注) 2
	システム 開発事業	メディア 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	124,613	9,685	134,299	—	134,299
セグメント間の内部売上又は振替高	—	—	—	—	—
計	124,613	9,685	134,299	—	134,299
セグメント利益又は損失(△)	27,814	△16,349	11,464	△46,696	△35,231
セグメント資産	62,662	177,938	240,601	172,140	412,741
その他の項目					
減価償却費	446	12,268	12,714	432	13,147
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	818	—	818	289	1,108

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに配分していない管理部門等に係る一般管理費であります。
 - (2) セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない管理部門等に係る資産であります。
 - (3) その他の項目のうち、減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費であります。
 - (4) その他の項目のうち、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントに配分していない管理部門等に係る資産の増加額であります。
2. セグメント利益又は損失(△)は、中間損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 2019年7月1日 至 2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

	システム受託開発	自社製品開発	その他	合計
外部顧客への売上高	95,930	11,174	1,929	109,034

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

日本	北米	計
107,129	1,905	109,034

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
凸版印刷株式会社	19,388	システム開発事業
株式会社エコミック	16,290	システム開発事業
株式会社交通新聞社	15,414	システム開発事業
アイリス株式会社	12,945	システム開発事業

当中間会計期間（自 2020年7月1日 至 2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

	システム受託開発	自社製品開発	広告等配信サービス	合計
外部顧客への売上高	94,395	30,217	9,685	134,299

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

日本	北米	計
127,699	6,599	134,299

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
株式会社エコミック	42,409	システム開発事業
凸版印刷株式会社	15,769	システム開発事業
株式会社JVCケンウッド	13,489	システム開発事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自 2019年7月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2020年7月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自 2019年7月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2020年7月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自 2019年7月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2020年7月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年6月30日)	当中間会計期間 (2020年12月31日)
1株当たり純資産額	68円40銭	14円70銭

1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自2019年7月1日 至2019年12月31日)	当中間会計期間 (自2020年7月1日 至2020年12月31日)
1株当たり中間純損失(△)	△20円71銭	△53円69銭
(算定上の基礎)		
中間純損失(△) (千円)	△13,387	△34,715
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間純損失(△) (千円)	△13,387	△34,715
普通株式の期中平均株式数 (千円)	646,540	646,540
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 2種類(新株予約権の数 1,670個(普通株式167,000株)) なお、概要は、「第5 【発行者の状況】 1 【株式等の状況】 (2) 【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	新株予約権 2種類(新株予約権の数 1,640個(普通株式164,000株)) なお、概要は、「第5 【発行者の状況】 1 【株式等の状況】 (2) 【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(注) 前中間会計期間及び当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、それぞれ中間純損失であること並びに希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年3月30日

株式会社 ビズライト・テクノロジー
取締役会 御中


監査法人 銀 河

北海道事務所

代表社員

業務執行社員

公認会計士

木下均 

代表社員

業務執行社員

公認会計士

李大充 

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビズライト・テクノロジーの2020年7月1日から2021年6月30日までの第16期事業年度の中間会計期間（2020年7月1日から2020年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビズライト・テクノロジーの2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2020年7月1日から2020年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書

において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上